

道路の構造の技術的基準を定める規則 新旧対照表

改正後

現行

○道路の構造の技術的基準を定める規則

(平成二十四年七月十一日
山口県規則第六十号)

第一条 (略)

(定義等)

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一〇十四 (略)

十五 自転車通行帯 自転車を安全かつ円滑に通行させるために設けられる帯状の車道の部分をいう。

十六～二十二 (略)

二十三 視距 車線 (車線を有しない道路にあっては、車道)

(自転車通行帯を除く。) 以下この号において同じ。) の中心線上一・二メートルの高さから当該車線の中心線上にある高さ十七センチメートルの物の頂点を見通すことができる距離を当該車線の中心線に沿つて測った長さをいう。

2 (略)

(車線等)

第三条 車道 (次に掲げる部分を除く。) は、車線により構成されるものとする。ただし、第三種第五級又は第四種第四級の道路にあっては、この限りでない。

○道路の構造の技術的基準を定める規則

(平成二十四年七月十一日
山口県規則第六十号)

第一条 (略)

(定義等)

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一〇十四 (略)

(新設)

十五～二十一 (略)

二十二 視距 車線 (車線を有しない道路にあっては、車道) 以下この号において同じ。) の中心線上一・二メートルの高さから当該車線の中心線上にある高さ十七センチメートルの物の頂点を見通すことができる距離を当該車線の中心線に沿つて測った長さをいう。

2 (略)

(車線等)

第三条 車道 (次に掲げる部分を除く。) は、車線により構成されるものとする。ただし、第三種第五級又は第四種第四級の道路にあっては、この限りでない。

一〇二 (略)

三 自転車通行帯

四〇八 (略)

2〇4 (略)

5 第二種第五級又は第四種第四級の普通道路の車道(自転車通行帯を除く。)の幅員は、四メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第三十三条の規定により車道に狭窄部を設ける場合においては、三メートルとすることができる。

一〇二 (略)

(新設)

三〇七 (略)

2〇4 (略)

5 第三種第五級又は第四種第四級の普通道路の車道の幅員は、四メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第三十三条の規定により車道に狭窄部を設ける場合においては、三メートルとすることができる。

第四条 (略)

(副道)

第五条 車線(登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。)の数が四以上である第二種又は第四種の道路には、必要に応じ、副道を設けるものとする。

2 副道(自転車通行帯を除く。)の幅員は、四メートルを標準とするものとする。

第六条～第七条 (略)

(自転車通行帯)

第七条の一 自動車及び自転車の交通量が多い第三種又は第四種の道路(自転車道を設ける道路を除く。)には、車道の左端寄り(停車帯を設ける道路にあつては、停車帯の右側。次項において同じ。)に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の

第四条 (略)

(副道)

第五条 車線(登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。)の数が四以上である第三種又は第四種の道路には、必要に応じ、副道を設けるものとする。

2 副道の幅員は、四メートルを標準とするものとする。

第六条～第七条 (略)

(新設)

特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

- 2 自転車の交通量が多い第三種若しくは第四種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第三種若しくは第四種の道路(自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

- 3 自転車通行帯の幅員は、一・五メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、一メートルまで縮小することができる。

- 4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(自転車道)

- 第八条 自動車及び自転車の交通量が多い第三種(第四級及び第五級を除く。次項において同じ。)又は第四種(第三級及び第四級を除く。同項において同じ。)の道路で設計速度が六十キロメートル毎時以上であるものには、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

- 2 自転車の交通量が多い第三種若しくは第四種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第三種若しくは第四種の道路(前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道

(自転車道)

- 第八条 自動車及び自転車の交通量が多い第三種又は第四種の道路には、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

- 2 自転車の交通量が多い第三種若しくは第四種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第三種若しくは第四種の道路(前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道

分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

3～5 (略)

(自転車歩行者道)

第九条 自動車の交通量が多い第三種又は第四種の道路(自転車道又は自転車通行帯を設ける道路を除く。)には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

2～4 (略)

(歩道)

第十条 第四種(第四級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)、歩行者の交通量が多い第三種(第五級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)又は自転車道若しくは自転車通行帯を設ける第三種若しくは第四種第四級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

2～5 (略)

第十一條～第三十条 (略)

(待避所)

第三十一条 第三種第五級の道路には、次に定めるところにより待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。

を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

3～5 (略)

(自転車歩行者道)

第九条 自動車の交通量が多い第三種又は第四種の道路(自転車道を設ける道路を除く。)には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

2～4 (略)

(歩道)

第十条 第四種(第四級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)、歩行者の交通量が多い第三種(第五級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)又は自転車道若しくは自転車通行帯を設ける第三種若しくは第四種第四級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

2～5 (略)

第十一條～第三十条 (略)

(待避所)

第三十一条 第三種第五級の道路には、次に定めるところにより待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。

一五二 (略)

三 待避所の長さは、二十メートル以上とし、その区間の車道（自転車通行帯を除く。）の幅員は、五メートル以上とすること。

第三十二条、第三十九条 (略)

(区分が変更される道路の特例)

第四十条 県道の区域を変更し、当該変更に係る部分を市町道とする計画がある場合において、当該県道を当該市町道とすることにより政令第三条第二項の規定による区分が変更されることとなるときは、第三条、第四条第一項、第四項及び第六項、第六条第二項から第六項まで、第九項及び第十一項、第七条第一項、第八条第一項及び第二項、第九条第三項、第十条第一項、第二項及び第四項、第十三条第一項、第十四条第一項、第十七条、第十八条、第十九条第一項、第二十一条、第二十三条第二項、第二十四条第三項、第二十五条第一項、第二十七条、第十八条、第十九条第一項、第二十一条、第二十三条第二項、第二十四条第三項、第二十五条第一項、第二十七条、第十八条、第十九条第一項、第二十一条並びに第三十三条並びに政令第三条第四項及び第五項及び第五項、第四条並びに第十二条の規定の適用については、当該変更後の区分を当該県道の区分とみなす。この場合において、同条中「第三種第五級」とあるのは、「第三種第五級又は第四種第四級」と読み替えるものとする。

(小区間を改築する場合の特例)

第四十一条 道路の交通に著しい支障がある小区間にについて応急措置として改築を行う場合（次項に規定する改築を行う場合を除く。）において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第三条、第四条第四項から第六項まで、第五条、第七条、第七条の二项、第八条第三項、第九条第二項及び第三項、第十条第三項

一五二 (略)

三 待避所の長さは、二十メートル以上とし、その区間の車道の幅員は五メートル以上とすること。

第三十二条、第三十九条 (略)

(区分が変更される道路の特例)

第四十条 県道の区域を変更し、当該変更に係る部分を市町道とする計画がある場合において、当該県道を当該市町道とすることにより政令第三条第二項の規定による区分が変更されることとなるときは、第三条、第四条第一項、第四項及び第六項、第六条第二項から第六項まで、第九項及び第十一項、第七条第一項、第九条第一項及び第二項、第九条第三項、第十条第一項、第二項及び第四項、第十三条第一項、第十四条第一項、第十七条、第十八条、第十九条第一項、第二十一条並びに第三十三条並びに政令第三条第四項及び第五項、第四条並びに第十二条の規定の適用については、当該変更後の区分を当該県道の区分とみなす。この場合において、同条中「第三種第五級」とあるのは、「第三種第五級又は第四種第四級」と読み替えるものとする。

(小区間を改築する場合の特例)

第四十一条 道路の交通に著しい支障がある小区間にについて応急措置として改築を行う場合（次項に規定する改築を行う場合を除く。）において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第三条、第四条第四項から第六項まで、第五条、第七条、第七条の二项、第八条第三項、第九条第二項及び第三項、第十条第三項

及び第四項、第十三条第二項及び第三項、第十六条から第二十三条まで、第二十四条まで、第二十四条第二項並びに第一十六条の規定による基準に適合していないためしていないためこれらの規定による基準をそのまま適用する」とが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらぬことができる。

2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間にについて応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第三条、第四条第四項から第六項まで、第五条、第六条第一項、第七条、第七条の二第三項、第八条第三項、第九条第二項及び第三項、第十条第三項及び第四項、第十三条第二項及び第三項、第二十条第一項、二十一条第一項、第二十二条第二項、第二十四条第三項、次条第一項及び第二項並びに第四十三条第一項の規定による基準をそのまま適用することが適當であると認められるときは、これらの規定による基準によらぬことができる。

第四十二条～第四十三条 (略)

条第二項及び第三項、第十六条から第二十三条まで、第二十四条第三項並びに第二十六条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適當でないと認められるときは、これらの規定による基準によらぬことができる。

2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間にについて応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第三条、第四条第四項から第六項まで、第五条、第六条第二項、第七条、第八条第三項、第九条第二項及び第三項、第十条第三項及び第四項、第十三条第二項及び第三項、第二十条第一項、第二十二条第二項、第二十四条第三項、次条第一項及び第二項並びに第四十三条第一項の規定による基準をそのまま適用することが適當でないと認められるときは、これらの規定による基準によらぬことができる。

第四十二条～第四十三条 (略)